（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項等の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法等による年金である給付の支給に係るなお効力を有する改正前国共済規則の適用等）

第十八条　［略］

［略］	［略］	［略］
第九十七条第一項第一号	一　請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と死亡した者との続柄	一　請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と死亡した者との続柄 一の二　請求者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）
第九十七条第一項第二号	二　死亡した者の氏名及び生年月日	二　死亡した者の氏名及び生年月日 二の二　死亡した者の基礎年金番号

（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項等の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法等による年金である給付の支給に係るなお効力を有する改正前国共済規則の適用等）

第十八条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第九十七条第一項第一号	一　請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と死亡した者との続柄	一　請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と死亡した者との続柄 一の二　請求者の個人番号
第九十七条第一項第二号	二　死亡した者の氏名及び生年月日	二　死亡した者の氏名及び生年月日 二の二　死亡した者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は基礎年金番号

［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
第九十七条第二項第一号	［略］	［略］	［略］	［略］
	、区長	又は除籍抄本若しくは除籍謄本	［略］	［略］
	、区長又は総合区長	、除籍抄本若しくは除籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七号第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し	［略］	［略］
第百十四条の四十四第一項各号列記以外の部分	［略］	［略］	［略］	［略］
	相続人	［略］	［略］	［略］
	者	事項（受給権者が死亡した場合にあつては、個人番号を除く。）	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
第九十七条第二項第一号	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	、区長	［同上］	［同上］	［同上］
	、区長又は総合区長	［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の四十四第一項各号列記以外の部分	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	相続人	［同上］	［同上］	［同上］
	者	［同上］	［同上］	［同上］

2　［略］

2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。